

岩手県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、平泉町から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・4・29号高館線、3・6・30号坂下線、3・6・31号川添泉屋線